

藤元議員 それでは、4点について質問させていただきます。最初に既存の消火栓の有効活用についてお伺いします。今年の正月早々、1月1日、16時10分に発生した能登半島巨大地震には驚かされました。正月を迎えたということで何となくうきうきした気分が一気に消え去りました。目の前で崩壊する建物、打ち寄せる津波、大きく波打ち通行不能になった道路、消えることのない火事現場などの映像が次々に報道され、自然の驚異、人間の無力さを再認識させられました。そして、能登半島地震津波の復旧・復興がまだこれからだというのに、先月の8月8日、今度はマグニチュード7.1、最大震度6弱の地震が日向灘において発生しました。この地震については幸い大きな被害はありませんでしたが、これを受けて8月8日、19時15分、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」を始めて発表し、今後1週間、巨大地震に備えるよう国民のみなさんに呼びかけました。巨大地震津波がいつ発生するかは、今の科学では明らかにできませんが、その時が徐々に近付いているということを、今回のことで多くの方が認識されたのではないのでしょうか。ただ、その時がいつであるかが明らかになったとしても、我々人類にはそれを止めることはできません。だとしたら、いつ起こっても良いように、被害を最小限に抑えるための対策を予め講じておく方法しかありません。過去の巨大地震津波から備えについての教訓は既に明らかになっており、本町においても、小学校・保育園の中学校敷地内への移転、避難道の整備、耐震改修・老朽化家屋の撤去費用の助成、水・食料の備蓄等々、そして現在、役場庁舎・消防本部の移転等、準備を進めてきているところであります。とにかく、被害が少なくなる可能性にあることは、ハード、ソフト両面の準備を平時に可能な限り進めておくことが大切であります。過去の大規模震災時、よく起こっているのが家事であります。倒れた家屋に人が下敷きになっている可能性があり、火事は早く消し止めなければなりません、消防団員自身が被害にあい出動できなかったということもありましたし、道路が瓦礫で塞がったり遮断されて消防自動車の走行が不可能になり、消火が十分にできなかったということが実際に起こっています。本町の場合は、消火どころか地震の後の津波により消防自動車保管庫数箇所が浸水することが既に明らかになっています。したがって、消火は、消防組合、消防団だけに頼らず、地元住民自らが対応する方法を考えておかなければならないということになります。そこでお伺いします。消防法、同施行令によって、消火栓の設置基準が定められており、それに基づき、屋外・屋内に消火栓が設置されていますが、本町全体の屋内・屋外の消火栓設置数は何箇所あるのか最初にお伺いします。続いて、その内、本町が設置義務を負う屋内・屋外の設置数をお伺いします。そして、その内、消火ホース、消火栓開閉器具などを格納している格納箱を設置しているのは何箇所かお伺いします。次に、設置基

準に照らして未設置の場所があるかどうか。また今後、増設する計画はあるのかについてお伺いします。次に、先にも述べたように電源が確保され、水圧が保持されているということが前提になりますが、大規模震災時、火事についても消防本部や消防団に頼ることなく地元住民自らが対応しなければならない事態が十分予想されます。そもそも消火栓は初期消火のために設置されているもので、本来誰が使っても良いものであります。ただ、相当な水圧がかかりますし、初心者誰もが使いこなすことができるものではありません。非常時に備え、まずは、消火栓、格納箱の位置の確認から始めなければなりません。とにかくいざという時、大震災時だけではなく、一般の火事についても、地元住民が既存の消火設備を有効活用できるよう自主防災組織等を通じて促す必要があるのではないかと思います。見解をお伺いし、次の質問に移ります。法にも関係しますが、消火栓はあっても消火ホース、消火栓開閉器具などを保管する格納箱のない場所があります。土地所有者の協力が得られ、交通に支障のない場所でなければ設置できない事情もあり、難しい面があるのだと思いますが、格納箱の設置数を増やす計画があるのかを合わせてお伺いして、次の質問に移ります。今年12月2日をもって、現在の健康保険証発行が廃止されることが報道されており、住民の方々から今後の受診はどうなるのか心配の声が寄せられています。デジタル化の促進により生活が便利になるというのは誰も否定はしないと思いますが、様々な理由からマイナンバーカードを持ちたくない人がいるのは事実であります。また、高齢者、認知症患者、障がい者などで、本人の意思でカード取得申請そのものができない方々が一定数いることもまた事実であります。そして、そもそもマイナンバーカードの所有は、現段階においても所有は自由であり任意であります。したがって、マイナ保険証で受診する人、従来の保険証で受診する人がいても何ら不思議ではないし、当たり前のことだと思いますが、今回政府は、マイナンバーカードと保険証の統一化、現行の保険証発行の廃止を強行してしまいました。日本は、皆保険制度でありますので、不十分な点はあっても一応誰もが等しく医療を受けられるという制度になっていまして、保険証に紐付けされたマイナ保険証を持っていないからといって医療から排除することは当然できません。したがって、政府も現行保険証は廃止するが、保険証に代わる資格確認書を発行し、今まで通り受診ができるとしています。それなら新たな費用や労力をかけないで、今までどおりの健康保険証を残せばいいのではないかと思います。そんな当たり前の声がなぜか無視されたようであります。そこでお伺いします。先に述べたように今年の12月2日をもって、従来の国民健康保険保険証、後期高齢者医療保険保険証の発行業務は廃止されますが、最長一年間、本人の持っている保険証の有効期間が切れた後には、資格確認証が発行され、引き続き通常

通り受診は可能になります。ただ、被保険者や高齢者が多く、本人がどうやって資格確認書を取得するのかが大きな問題になります。医療機関に資格確認書の提出がなければ、全額負担ということになるので、遅滞なく本人の手に渡るようにしなければなりません。ある自治体では、事務の煩雑化のためか、資格確認書取得のための申請をするよう広報している自治体もあるようです。本町の場合は、政府の説明のように本人からの申請なしで発行するのかどうかを確認の意味で最初にお伺いします。次に、今の質問に関連しますが、政府は、マイナ保険証推進のため2万円のポイント付与や大々的なテレビコマーシャル宣伝、病院・薬局などに補助金を公布し、推進事業を強力に行ってきました。国民が正しく認識できるような内容であれば良いのですが、病院や薬局によっては、「マイナ保険証でなければ受付できない」「マイナ保険証でなければ10割負担になる」などと、国民が誤解してもおかしくないような内容でマイナ保険証を推進してきた事例があります。ですので、無理をしてでもマイナナンバーカードを所有し、保険証との利用登録を急がなければならないと考えている方々がいます。しかし、実際は先ほどから述べてきたように、12月2日以降も現保険証は使えるし、有効期限が過ぎた後は「資格確認書」により今まで通り受診は可能だということでもあります。それが間違いないのか、住民のみなさんの不安と疑問に応えていただきたいという思いでお伺いします。次に、子どもたちの通学路の安全対策についてお伺いします。6年ほど前になるかと思いますが、中学校の近くに住んでいる方から、学校の入口付近に生えている木の枝が道路にはみ出し、大型車などは、車体上部が枝に触れるのを避けるため中心線を超え大回りしている。下り坂でのカーブであり、子どもたちの通学路でもあるので改善が必要ではないかとの指摘がありました。指摘されるまで私自身もそのような認識が全くなかったもので、しばらくの間、独自に調査をさせていただきました。その結果、住民の方が言われる通り、危険な状態であることが確認できたので、町当局と教育委員会に住民の方の声をお伝えし、改善していただいたという経過があります。今回、個人的に申し入れをさせていただいても良かったのですが、町長や教育長、担当者も次々代わっていきますし、一般質問を通じ、行政関係者だけではなく、保護者を含む多くの方々に知っていただいていた方が良いと判断し、質問項目にあげさせていただきました。実は、質問通告書を提出してから、既に対応していただいたことは知っていますので、大変申し訳ないですが、答弁をお願いし、次の質問に移ります。最後に、火災家屋の後片付けについてお伺いします。本町においても毎年数件の火事が起こっています。不幸にして、火事により家屋が焼失した場合、基本的には所有者や管理者が責任をもって後片付けをしなければなりません。しかし、高齢で対応できない。多額の費用が掛かる。所有者が長期入院してい

る。法的には相続人になっているが遠隔地に住んでいて対応できない等々で、全国的にも片付けがスムーズに進まない事例があるようです。先月他町で火事がありました。実はもう1か月以上前になりますが、火災現場はそのまま放置されています。景観の問題もありますし、雨が降れば悪臭が漂うそうです。台風が来れば残骸が飛び散る可能性がありますし、倒壊の恐れもあります。焼けた5軒のうち1軒は火元のお宅、3軒は空き家、もう1軒は所有者が施設に入っているとのこと。通常、火事になれば、所有者は火災保険に入っていれば保険会社と交渉し、話しがまとまれば片付けをするというのが流れだと思いますけども、それができないのか、鎮火したそのままの状態で今なお放置されています。令和4年12月議会において、横尾議員から景観条例の制定に絡めて私有地の雑草管理についての質問がありました。行政の対応として、私有地であっても「管理状態が不良で雑草が繁茂し、衛生上、また、交通の支障となっている場合は、土地所有者を土地台帳等で確認後、現況写真を添付するなどして、草刈りの対応をお願いしている」との答弁でありました。私有地における雑草の放置と火災現場の放置ですが、いずれにしても周辺住民にとっては、そのまま放置されると困る話でありまして、当然、地域住民から行政に対し、その対応を求められます。そこでお伺いします。本町でも先に紹介したような例があったかどうか。もしあったとすればどう対応したのかお伺いします。次に、本町でも高齢化の進行、人口の減少、そして空き家が増える傾向にあり、山の中の一軒家であれば問題ないかもしれませんが、今後、もし火災が発生した場合、本町でも先ほど紹介させていただいたような事態になる可能性が十分予想されます。今後、どう対応するのかをお伺いし、質問を終わらせていただきます。

喜田議長 杵富町長。

(杵富町長 登壇)

杵富町長 藤元議員の既存の消火栓有効活用についてお答えします。消防法施行令に基づく屋外・屋内消火栓の設置数ですが、町管理以外の屋内消火栓設置施設数は7箇所、スプリンクラー代用施設数は3箇所です。町管理で屋内消火栓が設置されている施設が9箇所、自然水利及び防火水槽を除く牟岐町消防団が管理する屋外消火栓が214箇所です。また、これらの消火栓は、本町の責任において設置していますので、設置数は同じです。このうち、消火ホース・消火栓開閉器等の格納箱を設置しているのは30箇所

です。次に、設置基準に照らして消火栓の未設置場所があるか。また、今後増設する計画はあるかとのご質問ですが、昭和39年12月10日、消防庁告示第7号の第4条2項によりますと、市街地又は準市街地以外の地域の場合で、これに準ずる地域の消防水利は、当該地域の防火対象物から消防水利に至る距離が140メートル以下となるよう設けなければならないと定められています。本町におきましては、河川や池などの自然水利、あるいは防火水槽を活用することによって基準内にあると承知しています。しかしながら、本町は地理的に消防水利と防火対象物に高低差がある場合や、自然水利の水量が比較的少量である場合なども考えられますので、各地域を管轄する各分団より消火栓などの設置要望があり、必要であると判断した場合は、増設をします。次に、大規模災害時など、消防自動車が駆け付けられなくなり、地元住民による消火作業が必要になる事態が容易に想像できることから、「地域住民による操作方法などの訓練を促す必要があるのではないか」また「初期消火のためにも格納箱の設置数を増やす必要があるのではないか」とのご指摘ですが、大規模災害が発生した場合、まずは安全な場所へ避難し、身の安全を確保することが第一であるため、初期消火を地域住民に進めることは控えたいと考えています。また、屋外消火栓は、屋内消火栓と違い放水能力が高いため、実質的には誰でも使えるものとは言えず、放水訓練や放水時などの衝撃などを理解している消防隊員や消防団員が扱うのが実情とされており、消火活動自体が危険であることから、訓練を受けた消防隊員や消防団員で活動することが基本ですが、議員がご指摘するように非常時に地域住民の協力が必要なケースも想定されることから、地域住民の皆様による迅速な初期消火が行えるか否か、危険が伴うが可能かなど、未知数の部分が少なからず存在するのではないかと思います。防火の重要性を啓蒙し、自主防災組織や町内会と非常時の防火体制の構築を協議します。格納箱の設置の有無については、非常時の防火体制が構築された地域において必要とされれば、消防団と協議の上、設置について検討してまいります。これからも牟岐町総合計画で掲げる「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を推進するため、白木危機管理監の下、牟岐町消防団の皆様や海部消防組合、自主防災組織など関係機関の協力を頂き、防災・消防の充実を図ってまいります。次に、「健康保険証発行終了にあたって」のご質問にお答えします。本年7月の健康保険証更新時に国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療保険、被保険者の方々へは、令和7年7月31日が期限の健康保険証を発行しています。現在は、加入者の方々に健

健康保険証かマイナンバーカードに健康保険証を紐付けたマイナ保険証のいずれかを使い医療機関を受診いただいています。健康保険証の有効期間が切れる令和7年7月には、マイナンバーカードをお持ちでない方、若しくは、マイナンバーカードをお持ちでも、マイナンバーカードと保険証の紐づけをしていない方には、「資格確認書」を発行します。「資格確認書」を医療機関に提示することにより、これまで通り受診は可能です。現時点で、「資格確認書」の有効期間は、最長5年となっています。その間、本町では、「資格確認書」の有効期間をこれまでの健康保険証同様1年間とし、毎年7月末までに被保険者の方々に、申請不要なプッシュ型で送付します。また、マイナ保険証をお持ちの方には、「資格情報のお知らせ」を送付します。「資格情報のお知らせ」は、「オンライン資格確認等システム」を導入していない医療機関を受診するときなど、マイナ保険証が使えない場合に備えて携帯していただく事で、安心して受診いただくものです。次に、マイナ保険証にしなくても医療機関などから不利益を受けることなく今までと同じように受診は可能か、という藤元議員のご質問について、お答えします。医療現場では、患者に対し丁寧に説明を行い、マイナ保険証、健康保険証のいずれかの方法によって資格確認を行うこととされています。また、カードリーダーの操作に慣れない患者への説明などのマイナ保険証の利用勧奨に対する取り組みについては、医療現場と連携し、国が進めているところです。現時点では、令和7年7月末までと有効期限はあるものの、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の健康保険証が10割負担になることなどなく、これまで同様、受診可能です。次に、『火災家屋の片づけについて』お答えします。火災で焼損したあとの家屋の解体については、所有者不明や遠隔地に居住しているなど片づけがされず、長期間放置が続けば、保安上の危険や衛生上、有害となり住環境が悪化するおそれがあり、火災家屋への対応が課題になりつつあります。本町での過去の例については、1件の事例があります。町として、相続人に後片づけの依頼をしていますが、片づけがされずにそのままの状態になっています。今後の対応については、通学路や近隣に住宅があるなど、そのまま長期間放置すれば倒壊など危険性がある所有者不明の火災で焼損したあと、空き家化する物件が発生する場合は、現地調査などを行い、牟岐町空き家等対策協議会専門部会において、審議をして、特定空き家に認定をしてから、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく略式代執行により解体を行うようになります。また、遠隔地に居住しているなど、所有者や相続人がいる未対応で長期間放置

される物件は、現地調査などを行い、牟岐町空き家等対策協議会専門部会において、審議をして、特定空き家に認定を行います。所有者等に対して助言・指導、勧告、命令等を行い適切な管理を促していきます。それでも従わない場合は、行政代執行により解体を行うようになります。焼損の度合いがひどく、特定空き家に認定できない瓦礫化した物件についても、同様に、略式代執行や行政代執行により対応するようになります。所有者が遠隔地に居住しているなど、所有者や相続人がいる場合は、順番に依頼し、状況を説明して後片づけをお願いしたいと思っています。このことから、火災家屋の長期間の放置があれば、衛生上の問題が発生し、住環境が悪化する恐れがありますので、空き家について、老朽空き家解体の補助金制度の周知や空き家バンク等の利活用を推進し、空き家化の未然防止に努めていきたいと思います。私からは以上です。よろしくお願いします。

喜田議長 今津教育長。

(今津教育長 登壇)

今津教育長 通学路の安全対策についてお答えします。藤元議員の言われた市宇ヶ丘学園の入口付近の県道日和佐牟岐線は穏やかなカーブとなって見通しが悪い上に、南側山腹斜面の木々が道路上へ生い茂っていました。そのため西向きに走る車高の高い車には視界が遮られ、危険な状態となっていました。この道は先ほど申しましたように、県道ですので、役場建設課より南部総合県民局の県土整備部へ木々のカットをお願いしたところ、先ほど藤元議員のお話にもありましたが、直ちに対処していただいています。なお、この場所における子どもたちの通学路は、西側の横断歩道を渡ると、川沿いに防護柵のある道幅3m余りの道路を通ることになっていますので、自転車・徒歩通学者ともに通常は県道を通ることはないと考えています。また、小中学校における交通安全教育に関しましては、毎年学校安全計画に基づいた交通安全指導を計画的に実施しています。まず、年度初めや学期始めには通学路の点検や確認、交通立哨を実施し、中学校では自転車点検、自転車の正しい乗り方の指導をしています。小学校では「交通安全教室」を開き、子どもたちの安全意識の向上を図っています。また、牟岐小学校職員室前には校区内の危険場所が一目で分かる地図と写真を掲示し、子どもたちに注意を喚起していま

す。また、小学生の下校時には、牟岐町老人クラブによる「見守り隊」が子どもたちの下校の安全を見守ってくださっています。このようにこれからも学校や関係諸団体との連携をとりながら、子どもたちの交通安全に努めて参りたいと考えています。私からは以上です。

喜田議長 藤元議員。

藤元議員 大規模災害の当日ですけど、消防団員の方が頑張っていたいただいていると思いますけど、実際、今までの災害の現状を見ますと、例えば、消防団員が消防自動車に乗るために行こうかと思っても、それは無理なわけですよね。実際、やっぱり町長が言われたように、まずは避難することが大事だと思います。それで津波がこれ以上来ないというようなこと。安全が確認された段階で道路を整備して車が通れるようになったよということ。そういう順序になっていくと思うのですけども、そういう避難している中で、おそらく消防団員とか一般の人がおそらく協力してするようになると思うのですけど、火災が発生した場合ですね。火事が発生した場合、そういうかなり初期の段階になると思います。道路が確保されて消防自動車が走れるという、そういう前の段階になると思うので、やっぱり消防団員とか近所の人が協力して消火作業にあたれるようにしておくべきだなというふうに思います。先ほど言われたように、そういう方向で検討していただけると思うのですが、確かにホースを扱いなれていないと、しばらくはなかなか、うかうか扱っていたら怪我をするというようなこともありますけど、消防団以外でも消防団のOBとか、そこそこの年齢、若い方もおいでだと思うので、そこらは協力して初期消火にあたれるような体制というのをやっぱり考えておかなければいけないのではないかと、いろんな機会を通じて、そういうことができるように、ぜひ進めていってほしいなというふうに思います。それから、先ほど通学路の安全対策で、確かに子どもさんは県道を通ることは、近くに歩道がありますので、ないと思いますが、現場を見ていただいたら分かるのですが、かなり大型車が中心線をオーバーしてカーブを大回りしているというところで、そこで交通事故が起こると、危険なことも考えられるので、今回、早く対応していただきましたけれども、やっぱり枝は毎年、毎年延びてきますので、そこらは十分注意していただきたいというふうに思っています。それから、保険証ですが、

町長が言われたとおりですけど、ちょっと私の質問で触れなかったですけど、数名の、何名の方が短期保険証を持っていますよね。その対応はどうなるのかというのが気になるのですが、通常通りというか、その方々も通常に受診ができるようになるのかと、そこだけ再問させていただきます。

喜田議長 西沢健康生活課長。

(西沢健康生活課長 登壇)

西沢健康生活課長 藤元議員の短期保険証についてどうなのかというご質問についてお答えします。マイナー保険証、資格確認書については、現在、短期保険証、1年で発行するようになっていますが、短期保険証については、どういう発行にしたらいいのかというような、まだ国からの指示であったりとか、そういったものはありません。マイナンバーカードでの保険証利用をされる場合に、そのマイナンバーカードで70歳以上の方であったりとか、前記高齢者という方であったり、75歳以上の後期高齢者の方に関して、その情報がマイナ保険証で確認できるかといったところが、今、私たちの中で情報を調べているところでして、また、確認ができしだいご報告させていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

喜田議長 藤元議員。

藤元議員 終わります。